

盛土規制法に関するQ & A

R6.11.14 時点

Q 平地における埋立ては、許可の対象となりますか。

A 平地（土地の勾配 1/10 以下）において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い、平坦にするために行う埋戻し行為は、盛土に該当しないため、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

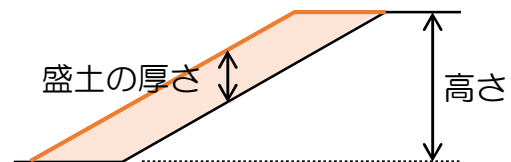
Q 高さが低い盛土や切土でも、許可の対象となりますか。

A 盛土又は切土で高さが 2m 以下であり、厚さが 30cm 以下の場合には、許可は不要となります。（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 8 条第 9 号）

（例 1）平地における盛土の場合



（例 2）傾斜地における盛土の場合



Q グラウンド等に土石を薄く敷き均す場合でも、許可の対象となりますか。

A 平地における 30cm 以下の土石の敷均しについては、土地の形質変更に該当しないため、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

Q 地下埋設物等の設置のため平地を掘削する行為は、許可の対象となりますか。

A 平地の原地盤を一時的に掘削し、地下埋設物等の設置後に再び原地盤まで埋戻す場合は、土地の形質変更に該当しないため、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

一方で、平地の原地盤を掘削し、埋戻しせずそのままの状態にする場合には、土地の形質変更に該当するため、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q 田畑転換等のために行う盛土や切土は、許可の対象となりますか。

A 土地改良事業以外の田畑転換や農業用施設用地の整備、ほ場の大区画化・均平等、土地の形質の変更に該当すると認められる工事については、法規制の対象となり、許可を要する規模以上で行う場合は、許可が必要となります。

Q 本体工事に伴い、一時的に仮置きするものは、許可の対象となりますか。

A 本体工事の施工に付随して行われる土石の堆積（仮置き）にあつては、当該工事の期間中に限り、以下の(1)～(3)の全てを満たす場合に、許可が不要となります。

- (1) 当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石であること
- (2) 当該工事の現場又はその付近に堆積すること
- (3) 当該工事にかかる主任技術者等により当該工事の管理と併せて一体的に管理されること

ただし、当該工事の完了後にも、なお土石の堆積（仮置き）を継続する場合には、この土石の堆積（仮置き）は許可の対象となります。

※「工事の現場の付近」は、工事現場間の直線距離が20km以内を想定しています。

Q 現在着手している工事については、盛土規制法に基づく規制区域の指定後、新たに盛土規制法の許可を取る必要はありますか。

A 現在着手している工事については、新たに法の許可を取る必要はありませんが、工事主は、区域の指定があった日から21日以内に、県に届け出る必要があります。

Q 工事を行う土地の所有者の同意は、全員分必要ですか。

A 工事を行う土地の所有者全員の同意は必要です。また、所有者のほか、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ることが必要となります。

Q 住民への周知の方法として、説明会は必須となりますか。

A 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）において高さ15mを超える盛土を行う場合には、説明会は必須となります。その他の土地で盛土等を行う場合には、以下の3つの方法から周知方法を選択することができます。

- (1) 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
 - (2) 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること
 - (3) 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること
- ※ 溪流等の範囲は、今後、県GISで公開する予定です。
- ※ 周知を行う範囲の考え方については、今後、県HPにおいてお示しする予定です。

Q 都市計画法の開発許可を受けた工事でも、盛土規制法の許可を受ける必要はありますか。

A 規制区域内において行われる盛土等について、当該規制区域の指定後に開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。このため、都市計画法の開発許可を受ければ、盛土規制法の許可申請は不要となりますが、その後の中間検査や定期報告は盛土規制法に基づき行うこととなります。

規制区域の指定前に開発許可を受けても、規制区域の指定前に現場に着手していない場合は、改めて盛土規制法の許可が必要となります。詳しくは、県HPのうち、「規制区域指定前後の工事の取り扱いについて」をご覧ください。

Q 盛土規制法に基づく規制区域の指定前に造成した盛土等でも、盛土規制法の対象になりますか。

A 規制区域の指定前に造成した盛土等であっても、法規制対象規模以上の盛土等に限り、法規制対象となります。

なお、法規制対象になると、造成した盛土等が管理不全等により危険な状況だと判断された場合に、勧告や改善命令の対象となります。

Q 許可の申請者は誰になりますか。

A 申請者は工事の工事主になります。工事主とは、工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。(宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第7号)

Q 公共事業として行う工業団地等の造成は、盛土規制法の許可が必要となりますか。

A 公共事業であっても、許可を要する規模以上で行う場合は、許可(国や都道府県、政令市、中核市の場合は協議)が必要となります。

ただし、公共施設用地^{*1}内で行う工事については、法規制の対象とはならず、許可も不要となります。

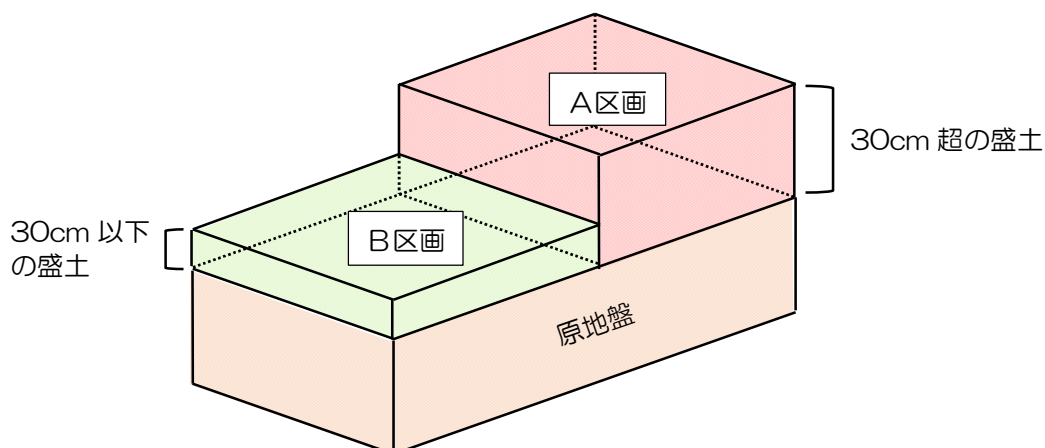
※1 公共施設用地（宅地造成及び特定盛土等規制法第2条、施行令第2条、施行規則第1条）
次の施設の用に供されている土地

- 道路、公園、河川
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設（自衛隊の施設、アメリカ合衆国軍隊の施設）
- 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

Q 事業区域の中で盛土の形状が異なる区域が存在する場合、許可の要否の判断はどのようにすればいいですか？

A 許可の要否は、許可対象規模以上の盛土の有無により判断します。

例) 事業区域全体（A+B区画）において、A区画が30cmを超える盛土（許可対象規模）であり、B区画が30cm以下の盛土（許可不要の規模）である場合
⇒事業区域全体（A+B区画）のうち、30cmを超える盛土（A区画）が許可対象規模を超える場合には、事業区域全体（A+B区画）に対して許可が必要となる。（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第9号）



Q 建築物の建築に伴う造成は、許可の対象になりますか？

A 建築物の建築と一体不可分の造成行為は、建築行為に含まれるものとし、土地の形質変更に該当しないものと考えます。よって、当該造成行為は法の規制対象外となり、許可も不要となります。

